

(目的)

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

(所掌事務)

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- (2) 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- (3) 実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。
- (4) 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- (5) 必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。

(委員)

第3条 三番瀬再生会議の委員の構成、定数は、別表第一のとおりとし、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(オブザーバー)

第4条 オブザーバーは別表第二に掲げる者をもって充てる。

(会長等)

第5条 三番瀬再生会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

( 会 議 )

第6条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。
- 4 会長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

( 評価委員会の設置 )

第7条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

- 2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行うものとする。
  - ( 1 ) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬の全体の影響の評価
  - ( 2 ) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価
  - ( 3 ) 評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
  - ( 4 ) その他再生事業についての専門的な分野における助言

( 事務局 )

第8条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

- 2 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

( その他 )

第9条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

別表第一

(委員の構成及び定数)

| 構 成             | 定 数   |
|-----------------|-------|
| 1 学識経験者         | 25人以内 |
| 2 地元住民          |       |
| 3 公募による者        |       |
| 4 漁業関係者         |       |
| 5 環境保護団体関係者     |       |
| 6 地元の経済界・産業界関係者 |       |

別表第二

(オブザーバー)

| 機 関 名     |
|-----------|
| 水 産 庁     |
| 国 土 交 通 省 |
| 環 境 省     |
| 市 川 市     |
| 船 橋 市     |
| 習 志 野 市   |
| 浦 安 市     |